

ただ働きやパワハラのない職場をみんなの力で 独法化に対抗できる労働組合運動を!



4月から異動などで新しい職場で働き始めた方も多いと思います。なれない職場では、何でもない仕事でも物品の位置がわからなかったりなど、思いがけず時間がかかることがあります。そんな時、きちんと超勤が取れていますか？インシデントが心配で、情報収集のために勤務時間前から働いていませんか？

高圧的な上司の「指導」で悩んでいませんか？もうすぐ4月も終わりです。1年

の4分の1が経過しました。年休も4分の1取得できましたか？

体調はどうですか？あなたの体調ばかりでなく、家族の病気による看護で悩んでいませんか？将来に備えて保険に入りたいけれど、どこにしていかわからない。

こんな悩みは、ぜひ労働組合に相談して下さい。職場から、ただ働きをやパワハラをなくし、労働者としての権利を守る、共済活動で生活の安心を手に入れる。これらはすべて労働組合の仕事なのです。これら、労働組合だからできることを活かして、働き続けることができる職場を一緒に実現していきましょう。

独法化されても労働組合はちゃんと存続します。新法人の職員も都派遣の職員も、今まで通り同じ組合員として活動していけます。ただし、そのためには規約改正などが必要になります。そのための臨時支部大会を6月7日に開催します。これからも労働組合に参加して、安心して働き続けることができる職場にしていきましょう。

新入職員の皆さんへ 組合加入で共済を活用しよう

今なら、来年3月まで掛け金無料のプレゼント!

労働組合では、共済活動をおこなっています。共済活動は、全国の仲間の助け合う制度です。少ない掛け金で、もしもの時には充実した給付を受けることができます。今年と去年の新人さんには、来年の3月まで掛け金がいらぬ特典があります。コロナでの請求もできます。ぜひ共済に加入しましょう。お問い合わせは各分会事務所、または病院支部まで。

病気・ケガによる入院 ※1	4,000円/日
ガンによる入院 ※1	6,000円/日
不慮の事故による入院 ※1	8,000円/日
通院 ※2	2,000円/日
死亡・重度障害 (不慮の事故200万円)	100万円
手術見舞金	60,000円
診断書料補助	5,000円/1通(1共済期間2通まで)

※1 1日から180日が限度(1共済期間)。
※2 1日から90日が限度(1共済期間)。連続5日以上安静加療が必要。
※詳しくはセット共済のページをご覧ください。

都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は? いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず!



#看護師のしぶ子さんと検索